

第42回 佐用町議会(臨時)会議録 (第1日)

平成23年5月11日(水曜日)

出席議員 (18名)	1番	石 堂 基	2番	新 田 俊 一
	3番	岡 本 義 次	4番	敏 森 正 勝
	5番	金 谷 英 志	6番	松 尾 文 雄
	7番	井 上 洋 文	8番	笹 田 鈴 香
	9番	高 木 照 雄	10番	山 本 幹 雄
	11番	大 下 吉 三 郎	12番	岡 本 安 夫
	13番	石 黒 永 剛	14番	山 田 弘 治
	15番	西 岡 正	16番	鍋 島 裕 文
	17番	平 岡 き ぬ 糸	18番	矢 内 作 夫
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	大久保八郎	書記	尾崎基彦
説明のため出席 した者の職氏名 (9名)	町長	庵道典章	副町長	高見俊男
	教育長	勝山剛	総務課長	坪内頼男
	企画防災課長	平井隆樹	税務課長	橋本公六
	住民課長	谷口行雄	消防長	敏蔭将弘
	商工観光課長	前澤敏美		
欠席者 (名)				
遅刻者 (名)				
早退者 (名)				
議事日程	別紙のとおり			

【本日の会議に付した案件】

日程第1．会議録署名議員の指名

日程第2．会期決定の件

日程第3．承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（佐用町課設置条例の一部を改正する条例 専決第1号）

日程第4．承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（佐用町過疎地域の指定に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例 専決第2号）

日程第5．承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 専決第3号）

日程第6．承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（平成23年度佐用町一般会計補正予算第1号 専決第17号）

日程第7．議案第65号 工事請負契約の締結について（久崎住宅建設工事）

午前09時26分 開会

議長（矢内作夫君） 皆さん、おはようございます。定刻少し早いんですが、お集まりいただきましたので、ただ今から開会をしたいというふうに思います。開会にあたりまして一言ごあいさつを申し上げます。

本日、ここに第42回佐用町議会臨時会が招集されましたところ、議員各位には早朝よりお揃いでご参集を賜り、誠にご苦労様でございます。

東日本大震災から、今日で、丁度2カ月が経過をいたしました。犠牲になられました多くの皆様に、改めまして、心からのご冥福をお祈りをし、また一日も早い復旧・復興がなされますよう願うところであります。

また、この支援活動の1つとして、各自治会長さんを中心にごう、義援金の協力をいただきましたが、また、後ほど、町長の方からもご報告があるというふうに思うんですが、5月9日の時点で、1,780万余りの浄財が集まったというふうに聞いております。

まあ、佐用町としまして、この義援金を、どういうふうな形で送ろうかという委員会が、先日ございました。東日本大震災兵庫県義援金募集委員会という、兵庫県の方に、佐用町は送るということで決定をいたしました。そういうふうなことも合わせて、一つ報告をしておきたいというふうに思います。

また、町社協の、現地へのボランティアの件なんですけども、1陣は、もう行って帰って来てくれたわけですけど、第2陣が、今度5月の13日から16日の4日間の予定で、出発をするというふうにお聞きをしておりますので、これも合わせてお知らせをしておきたいというふうに思います。

さて、今期臨時会に付議されました案件は、専決処分の承認が4件、契約に関する案件が1件の計5件であります。

何卒、議員各位には、ご精励を賜り、これら案件につき慎重なる審議をいただきまして、適切妥当なる結論が得られますよう、お願いをし、開会のごあいさつとさせていただきます。

それでは、町長、お願いします。

町長（庵逄典章君） 皆さん改めまして、おはようございます。本当に、非常に悪い天気になりましたけれども、臨時議会、お願いいたしまして、早朝からご参集賜りまして、あ

りがとうございます。

まあ、5月ということで、例年なら、1年でも一番こう、さわやかな今、気候、時期だと思わすけれども、昨日からですね、非常に前線が停滞をし、また、それに台風がですね、重なって、梅雨末期のような状況になって、全国的に大雨の危険が高まっております。

佐用町におきまして、今、河川の工事を、今、急ピッチで進めている途中でありまして、町内いたる所で、護岸工事を行っております、まあその、大きな、これ、洪水が出ますとですね、非常にまあ、危険がありますし、また、工事ですね、非常にまあ、これ、また、遅れるということで、心配をいたしております。

まあ、昨夜4時にですね、宍粟の方で、千種川の上流が、非常にまあ、ちょっと雨が降ったようで、三河の方が警戒水位を越えたということで、水防警報が発令をされております。それを受けて、企画防災課の職員がですね、早速、直ぐ出てきて、水位を確認して、また、明け方からですね、町内ずっと巡回をして、見て回ってくれておりますけれども、まあ、宍粟の方で、今、累計で90ミリぐらいの雨量になっているということで、佐用の方では30ミリ。佐用川についてはですね、まあ、まだまだ、そんなに危険な状態ではありません。

それから、やっぱり、千種、奥の方で降っておりますので、志文川、それからまあ、千種川の本流、これがまあ、増水をしております。ただ、今ぐらいな量ですと、今現在、工事している所につきましてはですね、今、工事に大きな支障がでてないということですが、まだ、台風から変わる熱帯低気圧と、この前線によってですね、今日、また今晚あたりがですね、非常にまあ、大雨の危険が高いということでございまして、引き続き、厳重な注意をしていきたいというふうに考えております。

また、今日は、臨時議会に付議させていただいております案件は、まあ、専決処分させていただきました補正予算。先ほど、議長からお話にありました、今日で、丁度、2カ月が経過しました東日本の大震災に対する支援にかかる経費等であります。

それと、工事の請負契約、先般、入札をさせていただいて、久崎の住宅の建設につきましてはですね、入札が執行させていただきました。まあ、その契約にかかる案件でございます。

まあ、東日本の震災に対する支援につきましてはですね、職員の派遣等、継続して、現在行っております。ただ、現地の状況というのは、なかなか改善されなくてですね、非常にまあ、所、場所によって、かなり温度差が出てきているようですけれども、まあ、今後とも、支援がしていかなければならない。必要性があるんじゃないかなというふうに思っておりますので、また、その点も、後、説明をさせていただきたいと思っております。

それから、議案の方が審議が終わった後、3件ほど、報告事項を、また、させていただきたいと思っております。

それでは、あの、それぞれ説明をさせていただきますので、慎重に審議いただきまして、適切妥当な結論をいただきますように、よろしく願いまして、ごあいさつにかえさせていただきます

議長（矢内作夫君） はい、ありがとうございます。

ただ今の出席議員数は、定足数に達しておりますので、これより第42回佐用町議会臨時会を開会をいたします。

なお、今期臨時会のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めたものは、町長、副町長、教育長、各関係課長であります。

これより本日の会議を開きます。

ただちに日程に入ります。

日程第1．会議録署名議員の指名

議長（矢内作夫君） 日程第1は、会議録署名議員の指名であります。
会議録署名議員は、会議規則第114条の規定により議長より指名をいたします。
15番、西岡 正君。16番、鍋島裕文君。以上の両君にお願いをいたします。

日程第2．会期決定の件

議長（矢内作夫君） 続いて日程第2、会期決定の件を議題といたします。
お諮りをいたします。今期臨時会の会期は、本日5月11日、1日限りといたしたいと思
います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議なしと認めます。よって、今期臨時会の会期は本日1
日限りと決定をいたしました。
なお、ここであらかじめ申し上げておきますが、議案書は予定案件として前もって配付
しており、ご熟読のことと思いますので、会議の進行上、議案の朗読を省略したいと思
いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

日程第3．承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（佐用町課設置条例の一部を改正 する条例 専決第1号）

議長（矢内作夫君） 続いて日程第3に入ります。
承認第1号、専決処分の承認を求めることについて、佐用町課設置条例の一部を改正す
る条例、専決第1号を議題といたします。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました承認第1号、佐用町課設
置条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、提案の説明を申し
あげます。
改正の内容は、4月1日付けをもって町の組織、機構の一部を見直し、企画防災課に置
いていた広報室を総務課に置くこととするため、広報室の所管事務である町広報、広聴及
び報道に関するものを、企画防災課の分掌事務から総務課の分掌事務に変更するものでご

ざいます。

秘書、文書、法制、総務、人事、予算、広報、統計などを総務課で所管させるため、広報室を総務課に置くことがより適切、機能的であることから今回改正させていただいたものでございます。

ご承認いただきますようお願いを申し上げます。

議長（矢内作夫君） はい、提案に対する当局の説明は終わりました。
本件につきましては、本日即決といたします。
これから質疑を行います。質疑ありますか。

〔金谷君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、5番、金谷君。

5番（金谷英志君） まあ、提案説明の中で、この分掌事務の変更ということですが、当初、合併当初は、まちづくり課に広報置いて、今度、企画防災課、まあ、課の編成で変わりましたから、（聴取不能）です。当初、まちづくり課に置かれたというのは、どういう意図というか、そういう政策的にはどういうことで、今回、その、総務課、効率的と言われる説明されましたけれども、その他、何か、その、企画課に置いても、そのまま、企画で、同じ室のままありますから、その、当初のまちづくり課におかれた経緯と、それから今回、もう1つ何か、決定的な理由、効率的だけということになしに、何か、他にあるんでしょうか。

議長（矢内作夫君） 町長、答弁しますか。

〔総務課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、総務課長、答弁。

総務課長（坪内頼男君） 決定的な理由というのは、まちづくり課から企画防災課に名称を変更させていただいた、その背景があります。一番大きいのは、その、一昨年の災害で、企画防災ということで、その室に、今まででしたら、総合計画とか、そういった部門を、まちづくり課で持って、それを、広報、広聴ということで、それを協働のまちづくりという推進の中で、住民の方の参画を得ると、広報していくと、そういう考えをしておったんですけども、大きな要因としては、防災というものを、企画防災に置いたという中で、それが、重要な課題であります。それが、まず1点、大きな変更の理由です。

それと、従来まあ、旧町でも、どの町でも、たいていがまあ、総務課に広報、広聴というものを置いていたと思いますけれども、広報広聴は、そういった情報伝達の、いろんな危機管理と、それから管理運営、勿論、そういう内容等を、まあ、お知らせする、そういう機能もあるんですけども、そういったものも総務課管理にするということと、合わせて、広聴、まあ広報と合わせて広聴、それと、統計等も広報室で持っておりますので、そういうものを総務課に位置づけて、まあ、町長秘書部局の充実を図ると、そういう考えで、今回、総務課の方に、室を移しております。はい。

議長（矢内作夫君） はい、よろしいか。

5 番（金谷英志君） はい。

議長（矢内作夫君） はい、他にありますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、平岡君。

17 番（平岡きぬ糸君） この課の変更、町全体の、その、職員の配置と業務の案内ということで、その町民に周知する方法について伺いたいんですけど、毎年、私は、地域の住民の方から、かつて、その、職員の異動があったりしたことについて、1枚ものの、今日、私どもには、資料として、他にも、丁寧な資料がついているんですけど、全町民に対する周知の方法として、かつて全戸に広報と一緒に配布されていた経過がありますので、そういうことを復活するべきではないかというご意見伺っているんですけど、その点、伺います。

〔総務課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、総務課長。

総務課長（坪内頼男君） 昨年も、そういったご意見をいただいたところですけども、まあ、この配置と業務のご案内については、今のところ、議員の皆さんと、自治会長の、各自治会長 142 の集落、自治会長さんには配布の予定をしております。

まあ、昨年も、そういったご意見をいただいたんですけども、総務課の方に、総務課の方に、そういった、この案内の物を配布して欲しいという声は届いておりません。

それと、異動につきましては、町の広報でお知らせしておりますので、それで対応させていただくということにしております。はい。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、平岡君。

17 番（平岡きぬ糸君） その総務課に届いていないというのは、私は、住民の声として、総務課の方に直接伝えております。

ですから、町民の人が、直接言わなかったということ、という意味ですね。声としては、少数かもしれませんが、この業務の案内というのは、必要だということを、毎年のように繰り返されておりますので、止められなくてもいいんじゃないかと思ったんですけど、止められた経過も合わせてお願いします。

〔総務課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、総務課長、答弁。

総務課長（坪内頼男君） まあ、前回もちょっとお話ししたと思うんですけども、広報で、

一応、周知しておりますので、まあ、そういうことで理解をしていただきたいと思います。
特に、各課に町民の方が、問い合わせ等されることにつきましては、どこに誰が、どういう役職の職員が配置しているとかというようなことをなく、各課、役場の方で、こういうことに相談をという問い合わせがあれば、各課、誰でも、きちっと対応するように指導をさせていただきますので、よろしくをお願いします。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、平岡君。

17番（平岡きぬ糸君） はい、あのまあ、訪ねたいことを、各課の担当者につなげていただくという、それは当然のことなんですけれど、どなたとしゃべっているかとか、そういうことも含めて、合併して、特に、名前とか、そういうのが、まだ私自身も分からないような、そんな状況の中では、町民の人にとっては、その一番身近な、その役所の、職員と話しするのに、誰としゃべったかというようなことも含めて、やっぱりいろんな面で、そういうことが、一番のスタートじゃないかと思っておりますので、そういう声があるということで、対応というか、改めて、本会議の場で、そういう声がありますということ届けておきますので、よろしくをお願いします。

議長（矢内作夫君） はい、他に。はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

これより本案に対する討論に入ります。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで討論を終結をいたします。

これより本案についての採決に入ります。

承認第1号を、原案のとおり承認されることに賛成の方の、挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員と認めます。よって承認第1号は、原案のとおり承認をされました。

日程第4．承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（佐用町過疎地域の指定に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例 専決第2号）

議長（矢内作夫君） 次は日程第4に入ります。

承認第2号、専決処分の承認を求めることについて、佐用町過疎地域の指定に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例、専決第2号を議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵造典章君。

〔町長 庵造典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） 　　ただ今、上程をいただきました、承認第2号、佐用町過疎地域の指
定に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認につ
いて、ご説明を申し上げます。

平成22年4月1日付けで平成28年3月31日まで延長となりました過疎地域自立促進
特別措置法第31条、地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を
定める省令に定めのある適用期日が平成23年3月31日付けで平成25年3月31日まで延
長されたことに基づき、本条例附則第4条を改め、平成25年3月31日まで延長するもの
でございます。なお、当町における影響額は、2事業所で、家屋、償却資産において、104
万1,400円でございます。

ご承認いただきますようお願いを申し上げ、提案の説明とさせていただきます。

議長（矢内作夫君） 　　はい、提案に対する当局の説明は終わりました。
本案につきましても、本日即決といたします。
これから質疑を行います。質疑ありますか。

〔笹田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） 　　はい、8番、笹田君。

8番（笹田鈴香君） 　　では、お尋ねします。

まず、今の説明に、法的には、28年の3月までということになっているけども、条例は、
25年の3月31日までということに、こう変わるわけなんですけども、同じ、この中身とい
うか、同じことのように思いますので、なぜ、28年まで条例をしないのか、このしない理
由の中に、何か都合の悪いことがあるのかどうか。それが1点と。

それから、今回は、2件が該当するというものでしたけども、その、今までの、合併し
てからですね、以後の、合併後の減免額と、それから、その該当する件数は、どれぐらい
になっているか。

それと、もう1つ、3点目が、企業の、この該当するね、企業、雇用状況ですね、この
雇用状況は、どのようになっているか、この3点をお願いします。

〔税務課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） 　　はい、税務課長。

税務課長（橋本公六君） 　失礼します。この条例につきましては、先ほど、笹田議員さんの方
から、過疎法については、28年3月31日まで延長になっておりますけども、この条例に
ついては、なぜ、25年3月31日で、区切ってあるのかというご質問なんですけれども、
この点につきましては、この条例につきましては、直接、過疎法というのではなくって、
過疎法の中で、山間過疎地の、あります工場等の雇用促進を図るために、新たに導入され
た機械でありますとか、工場に関する建物等の課税を免除した場合に、国の方から交付税
が交付される措置が設けられております。その交付税を交付される措置が、今回、省令で
2年間延長になったということで、町の方も2年間、引き続き減税をさせていただくとい
うことで、25年までということ、切らせていただいております。

それから、合併後の該当の工場等なんですけども、申し訳ないんですけども、ちょっと、
私の方で、今、確認しておりますのが、22年と21年と、それと本年度、確認させていた

だいております。

21年度につきましては、
、それから
、それから
、4社ございまして、合計で294万4,200円、減税をさせていただいております。その内、75パーセントの220万余りが交付税としていただいておりますということになります。

それから、22年度につきましては、この措置につきましては、導入から3カ年ということになっておりまして、3カ年で終わっていくんですけども、22年度は、
と、
と
、3社ということになっておりまして、合計で、197万700円減税をさせていただいて、147万8,000円余り、交付税として補填をさせていただいておりますということになります。

それから、23年度、本年度につきましては、
と、新たに、
が入ってきてまして、23年度は2社です。で、金額にしますと、
の方が、59万3,600円。
の方が、44万7,800円。合計で104万1,400円となっております。

その中で、金額的には、104万1,400円で、交付税算入が78万1,000円となっております。

後、最後の、雇用が何人増えたかという分につきましては、何人、それぞれの会社で、何人増やす予定やというのは、入っておるんですけども、実際に何人入ったかということまでは、ちょっと調査ができておりませんので、報告は、ちょっとできないんですけども、ご了承をお願いしたいと思います。

議長（矢内作夫君） はい、よろしいか。

税務課長（橋本公六君） すいません。私、初めてだったもので、全て言ってしまったんですけども、企業名は駄目ということで、記録の方から削除の方をお願いしたいと思います。

議長（矢内作夫君） そうということで、お願いします。

〔笹田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、8番、笹田君。

8番（笹田鈴香君） そしたら、雇用の関係ですけど、予定件数は、把握されているようなので、そしたら、できれば、実績というか、何人というのが、分かればいいんですけども、計画としては、今までに、どれぐらいの雇用計画だったのか、教えてください。

〔税務課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、税務課長。

税務課長（橋本公六君） それこそ、あの、工場名が、また出てしまうんですけども、

〔笹田君「いや、合計」と呼ぶ〕

税務課長（橋本公六君） 合計でよろしいですか。

今年の2社につきましては、一応、13名予定になっております。はい。

議長（矢内作夫君） はい、ほかにありますか。
はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。
これより本案に対する討論に入ります。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案に対する討論を終結します。
これより本案についての採決に入ります。
承認第2号を、原案のとおり承認することに賛成の方の、挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員と認めます。よって承認第2号は、原案のとおり承認されました。

〔税務課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、税務課長。

税務課長（橋本公六君） 失礼します。先ほど、私の方から、ちょっと不適切な発言がありましたので、企業名につきましては、改めて削除の方をお願いいたしたいと思っております。

議長（矢内作夫君） はい、よろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい。

日程第5．承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 専決第3号）

議長（矢内作夫君） それでは、続いて日程第5に入ります。
承認第3号、専決処分の承認を求めることについて、佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例、専決第3号を議題といたします。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただ今上程をいただきました、承認第3号、専決処分の承認を求めることについて、佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について提案のご説明を申し上げます。
国民健康保険税条例の一部改正につきましては、国民健康保険法施行令の一部を改正す

る政令が、平成 23 年 3 月 25 日に公布され、平成 23 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、市町村の賦課限度額の規定を整備するため、本条例の一部改正が必要となったところでございます。

改正の趣旨は、中間所得者層の負担の軽減を図るための改正による限度額の見直しが主な理由でございます。

まず、第 2 条第 2 項及び第 3 項、第 4 項では、国民健康保険の医療費課税額の課税限度額を 1 万円引き上げ 51 万円に、また、後期高齢者支援金等課税額の限度額を 1 万円引き上げ 14 万円に、介護納付金課税額の限度額を 2 万円引き上げ 12 万円に改正するものであります。

第 23 条につきましては、国民健康保険税の課税額の減額措置にかかる基準を見直し、医療費課税額は上限 51 万円に、また、後期高齢者支援金等課税額の限度額を 14 万円に、介護納付金課税額の限度額を 12 万円に改正するものでございます。

附則第 15 項及び 16 項中の、租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律を、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律に改め、租税条約等実施特例法を租税条約等実施特例法に改めるものでございます。これは、所得税法等の改正に伴いまして、引用法令の名称を変更するものであります。

ご承認いただきますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

議長（矢内作夫君） はい、提案に対する当局の説明は終わりました。

本案につきましても、本日即決といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、17 番、平岡君。

17 番（平岡きぬ糸君） 今回の改正は、その引き上げ、合計にして 4 万円の、それぞれの課税限度額の引き上げ、トータル、なるんですけれど、その、現在は、73 万円の限度額課税世帯というのは、何世帯ありますか。

で、今回、その改正、4 万円引き上げられて、合計で 77 万円の限度額になる世帯というのは、どういうふうになりますか。この点をお聞かせください。

〔住民課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、住民課長。

住民課長（谷口行雄君） 今回の課税限度額の引き上げによります対象者につきましては、22 年度では、対象世帯数といたしまして、まあ、課税超過世帯ということで、30 世帯でございます。まあ、この課税につきましては、1 世帯 1 人ということで、まあ、人数的にも、私どもでは、30 世帯 30 人という形で、報告しております。

で、今、言われます 22 年度につきましては、30 世帯と分かっているんですけれども、23 年度につきましては、77 万円に上がるわけなんですけれども、今、現に税務課さんの方では、課税に対する、6 月 15 日に向けて、課税の申告の作業中ございまして、それが確定して、初めて 7 月 1 日頃には、本算定ということで、分かってくるということで、今の

現状では、その 30 件が 77 万円になった場合に、どう変化するかということですが、若干まあ、4 万円の該当者の中でありますと、その 30 世帯が、若干こう、減るかなという形で、今の現在のところでは、確定した数字は、申し上げられない現状でございます。

議長（矢内作夫君） はい、よろしいか。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、17 番、平岡君。

17 番（平岡きぬゑ君） その確定した数というのは、当然、今、課長が説明されたように、その申告の集計中で、7 月 1 日頃に、明らかにまあ、なるというのが、毎年のこう、流れですから、そうなんですけれど、現在の、現時点で、その、確定ではなくて、30 世帯の限度を越える世帯が、実際にあるんですけれど、その方が、合計にして、73 万ではなく、74 万、75 万、課税すると、限度額が 73 万だからそれで頭打ちなんですけれど、それ以上の実態というのは、町としては、把握されていないんですか。伺います。

〔住民課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、住民課長。

住民課長（谷口行雄君） 73 万円以上の方が、30 件というのは分かるんですけれども、今言われましたように、74 万円の方が何人とか、75 万円の方が何人、それから、80 万の方、100 万円の方が何人とか、それちょっと、統計的な資料といたしましては、今のちょっと電算システムでは、ちょっと今、そういう数字が、統計的には、表れてないということなんで、まあ、73 万以上の方が、30 世帯ということで、現状では、そういう形でしか、今、表しようがないということ、私の方は、そういうことになっております。

議長（矢内作夫君） はい、他に。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、ありますか。はい、17 番、平岡君。

17 番（平岡きぬゑ君） で、今回まあ、限度対象者、30 人が確定ではないので、そのままの数字では、30 世帯というのが、活用できるかは問題ですけれども、73 万を 77 万円に限度額を変えることによって、国保会計に、全体に、どれぐらいの影響があるのかということ、伺いたいと思います。

〔住民課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、住民課長。

住民課長（谷口行雄君） 22 年度分では、そういう、国保会計に影響した数字というのが、分かっております。

今、言われましたように、22年度は、30世帯で、73万以上の方で徴収できなかった分が、約570万円あったということでございます。

まあ、それに向けまして、4万円上がるということなんで、この国保会計に影響する570万円が、まあ、その4万円につきましては、若干、減るということとと思われます。

ということで、まあ、基本的には、この22年度の570万円が、まあ、通常は、徴収する金額ですけれども、この限度額によって、徴収できなかった分が570万ということで、4万円上がった場合は、それ以上、若干減るんじゃないかと思っております。

議長（矢内作夫君） はい、よろしいね。

17番（平岡きぬ糸君） はいはい、まあまあ。

議長（矢内作夫君） 他にありませんか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、16番、鍋島君。

16番（鍋島裕文君） まあ、毎年、雲をつかんだようなこう、質疑になりよんやけれども、結局ね、昨年度の、73万の限度額で見た場合に、だいたい課税所得でね、最低、つまり例えば、30世帯の中の一番最低の人、課税世帯、どのくらいが、この限度額いっぱいなのかということを知りたいんですね。

つまり、当然のことながら、均等割や資産割や変動要素がありますから、一律にいかないだけども、昨年度、課税所得何ぼで、最低で73万円になった。そのあたりの数字は出ますか。

議長（矢内作夫君） いっぺん言うたん違うんかな。

〔住民課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、住民課長。

住民課長（谷口行雄君） 佐用町としての資料は、持ってあわせてないんですけれども、まあ、国の基準的に出てきています資料としては、給与収入が1,050万、給与所得で820万、こういう形が、まあ、1つの該当の目安ということになっています。

ただ、その820万は高いんですけれども、まあ、国保税の場合は、所帯主だけでなく、その家族の、国保に入られる方の合算の所得ということなんで、まあ、こういう820万という大きな数字で、まあ、これが、1つの目安じゃないかと思ってます。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、鍋島君。

16番（鍋島裕文君） まあ、これは毎年の政令改正でね、昨年度も4万、今年も4万、お

そらく、今の流れだったら、来年も4万でしょう。こういう流れになっておる中でね、やっぱり議会で議論する時に、是非ね、電算の関係で、本町については、限度額以上の世帯数について、内容はつかめないとか、それから、昨年度課税所得、最低何ぼの人が限度額いっぱいだったというような数字はね、是非、役場としてもつかんでいただきたい。そうしなければ、やっぱり議会としてね、つめた質疑ができないわけですから、そのあたりは、昨年まではしてなかったです。何回聞いても。今後、是非、そのあたりは、考えていただきたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

〔住民課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、住民課長。

住民課長（谷口行雄君） 今、議員が言われますように、できるだけ、そういう資料が求められるように、私どもの方の電算のあれも含めて、資料提供させてもらいたいと思います。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、17番、平岡君。

17番（平岡きぬ糸君） もう1つの改正であります租税条約の中で、その、等という言葉は、税法の改正に伴った文言の改正だという説明なんですけれども、この内容と言うたらあれですけど、条例に入るわけですから、町民の影響とか、その具体的な点で、伺います。どういう関係者が、あるかないかとかいうことも含めてお願いしたいのと。

それから、もう1つは、そのまあ、限度額の引き上げの、これは、法の改正に伴う提案なんですけれども、佐用町として、その国保会計の中で、問題点として、滞納が大きいと思うんですけど、この滞納額というのは、決算で、一番新しいものも明確にはなく、約6,000万以上あったと思いますが、この点、確認したいので、よろしく申し上げます。

〔住民課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、住民課長。

住民課長（谷口行雄君） 租税条約等の関係の、等につきまして、国の方の所得税法によりまして、そういう、あの、名称の変更ということになってます。租税条約等が、私どもも、ちょっと、あまりこう難しい条約なんで、ちょっと調べてみますと、まあ、何か、海外の、そういう働く会社なんかが、二重に、そういう納税をしないような形の条例ということで、まあ、今、言われてましたように、佐用町でどうかということになりますと、佐用町では、該当はないということ聞いております。

それから、滞納額につきましては、22年度の分につきましては、今、議員さんおっしゃったように6,000万か6,600万ほどあります。まあ、23年度につきましても、概ね、そういうぐらいの数字が上がってくるようになるんじゃないかと予測しております。

議長（矢内作夫君） はい、よろしいね。はい、ほかに。はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。
これより本案に対する討論に入ります。

まず、原案に反対討論の方ありますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、17番、平岡君。

17番（平岡きぬ糸君） 承認第3号、専決、国民健康保険税条例改正の反対討論を行います。
平成22年度で30世帯の内、限度額を超えている関係者の実態が把握できないのは、現時点で、問題だと思えます。

また、限度額が引き上げられることで増える税収は、国保会計上、わずかであると思えます。自治体の裁量であり据え置くべきだと考えるものです。

この引き上げは、国保税引き上げに連動するものだと考えます。今、行わなければならないのは、町民が払える国保税にすることだと、これが一番だと思えます。

滞納が、現在出ている状況は変わっておりません。払える国保税にするためには、1つに、国保税の値上げを行わず、引き下げを行うこと。2つ目に、減免制度の充実をすること。3つ目に予防医療に逆行する保険証の取り上げなどは行わないこと。4つ目に、一般会計からの繰り入れを大幅に増やすこと。5つ目に、検診など予防対策を十分に行うことが求められると考えます。

以上、指摘して、反対討論とします。

議長（矢内作夫君） はい、次に賛成討論ありますか。はい、ないようです。ほかに、討論ありませんか。はい、ないので、これで本案に対する討論を終結をいたします。

これより本案についての採決に入ります。

承認第3号を、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、多数。よって承認第3号は、原案のとおり承認されました。

日程第6．承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（平成23年度佐用町一般会計補正予算第1号 専決第17号）

議長（矢内作夫君） 続いて日程第6に入ります。

承認第4号、専決処分の承認を求めることについて、平成23年度佐用町一般会計補正予算第1号、専決第17号を議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今上程をいただきました承認第4号、専決処分の承認を求めることについて、提案の説明を申し上げます。

本件は、平成23年度佐用町一般会計補正予算第1号、専決第17号でございますが、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,012万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額

を 130 億 4,656 万円にいたしております。

その中身につきまして、第 1 表、歳入歳出予算補正によりまして説明をいたします。

まず歳入でございますが、繰越金 1,012 万 2,000 円の増額、この度の補正予算の財源でございます。

次に、歳出につきましては、消防費を 1,012 万 2,000 円増額いたしておりますが、平成 23 年 3 月 11 日に発生をいたしました東日本大震災に係る被災地支援経費の追加計上でございます。

中身につきましては、災害対策費におきまして、非常勤職員の賃金及び社会保険料を 112 万 2,000 円。東日本大震災被災者支援コーディネーターの雇用経費でございます。

旅費 600 万円及び需用費 300 万円につきましては、主に被災地への職員派遣費用の追加需要を想定し、普通旅費、燃料費、食糧費など、当面の経費を概算で計上をいたしております。

以上、簡単でございますが、専決処分に係る一般会計補正予算の提案説明とさせていただきますので、ご承認いただきますように、よろしくお願いを申し上げます。

議長（矢内作夫君） はい、提案に対する当局の説明は終わりました。

本案につきましても、本日即決といたします。

これから質疑を行います。質疑ありますか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、16 番、鍋島君。

16 番（鍋島裕文君） まず、歳入の関係から、ちょっと確認したんですが、まああの、補正予算の財源ということで、まあ、予算の財源というのは、確定財源を当然、財源とすべきであります。まあ、そのことからしたら、今回は、前年度繰越金を 1,012 万円余りを財源にしています。

まあ、22 年度の出納閉鎖は本月の 31 日です。そういうことからすれば、まだ、その、22 年度の出納閉鎖されてない段階ですね、当然のことながら、1,000 万円の前年度繰越金ということは、実質収支で言うならば、少なくとも 2,000 万円以上ないと、1,000 万円を繰り越すことができません。半分以上は、基金に入れなきゃいけないということになってますから。条例上。

そういう今の現状のね、実質収支も明確に出ていない状況の中で、果たして、この前年度繰越金が財源としてふさわしいのだろうかというような点で、ちょっと疑問に思うんです。まあ、確実なのは、財政調整基金でありますけどもね。そういう点からして、この 1,012 万円の前年度繰越金の、確定した財源と言える根拠ですね、このあたりを、まずお伺いしたいと思います。

〔総務課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、総務課長。

総務課長（坪内頼男君） 議員がおっしゃるとおり、繰越金につきましては、この 5 月末の出納閉鎖ということですよ。

ただし、この財源、繰越金を充当させていただいたのは、平成 21 年度に、緊急対策事

業ということで、きめ細かな臨時交付金、地域活性化きめ細かな臨時交付金。それを事業の繰越しをさせていただきました。その繰越しの一般財源が、繰越事業の入札の減によりまして、残が、かなり出ております。その入札減による一般財源の減が、約 2,900 万ほど出ております。それは、繰越金となる。確実に繰越金となる財源ですので、その 1,000 万を、この事業に充当させていただきました。

以上です。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、16 番、鍋島君。

16 番（鍋島裕文君） 確定した財源ということでありますけど、まあ、その、入札減にしてもね、本来は、決算全体で、実質収支を出してというのがね、本来の繰り越す内容ですから、まあ、確定しておりますということを信じます。だったら、それは、それでいいです。

じゃあ、歳出の関係でね、ちょっと伺いたいのは、1 つは、臨時職員賃金の内容ですね。4 カ月分とすれば、これは、月額 24 万ほどですか。24 万何ぼですか、になると思うんですけども、本町の臨時的任用職員の最高月額給料は 21 万 4,000 円ですね。条例上。それと比較してどうなのかという 1 点。

それから、普通旅費の 600 万円。旅費は日当、宿泊料、交通費ですけれども、この内訳について、どのような計算をされているのか。この 2 点をお願いします。

〔総務課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、総務課長。

総務課長（坪内頼男君） まず、臨時職員ですけれども、これにつきましては、非常勤の職員の賃金の給料表を適用させていただいております。

期間としては、臨時職員ということで、半年、4 月から 9 月の 6 カ月間を見させていただいております。その月額を掛けたものが、ここに計上させている賃金です。

それと、旅費の関係ですけれども、旅費につきましては、町の旅費規程に基づきまして、当分の間ということで、当初でしたので、とりあえず 4 月から 7 月までの 4 カ月間を計上させていただいております。それに、まあ、佐用町が東北地域の震災に支援する、派遣できる、まあ、職員の数、派遣員の人数、そういうものを想定して、その分を計上させていただいております。根拠につきましては、町の旅費規程に基づくものです。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、16 番、鍋島君。

16 番（鍋島裕文君） はい。じゃあ、3 回目なんで。あの、まあ、当然、支援は、当然必要なことで、まあ、なされなきゃならないことなんですけれども、国の方からね、特別交付税等との措置、支援ですね、こういう一朝事態に対する、援助に対するね、何か、そういった内容の通知等ですね、本町に来ているのかどうか。そのあたりは、どう見たらいいのか、お尋ねいたします。

〔総務課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、総務課長。

総務課長（坪内頼男君） この災害が起きて、22年度から、うちの職員、災害支援ということで、派遣させていただいてます。その中で、22年度にかかる経費につきましては、特別交付税で、特別交付をするという通知をいただいております。それは、まあ、23年度に入ってくるんですけども、例えば、22年度に、うちが派遣した人件費、物件費の合計がまあ、209万8,000円ですけども、全額、23年度で、特別交付税で、特例交付額ということで措置されてます。

ただし、この23年度、4月1日以降の派遣につきましては、ご承知のように、非常に大きな災害ですので、全て特交で措置されるかどうかということにつきましては、本当に、分からないという状況です。はい。

議長（矢内作夫君） はい、よろしいか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、3番、岡本義次君。

3番（岡本義次君） まあ、旅費等が挙がっておるわけなんですけれども、この頻度とか、延人数とか、期間とかですね、どういうふうにお考えでしょうか。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（平井隆樹君） 失礼いたします。

3月の16日から派遣をしておるわけなんですけれども、当初は、主にこう、避難所の運営に職員を3名ずつ割り当てて、車で往復をしておりますが、交通事情も非常にこう、変わってきてまして、今は、次回からは、2名の派遣に変えていくと。

で、おまけに、交通も、公共交通。特に、新幹線を使った職員派遣を行っていきたいというふうに考えております。

で、特に、その中でもこう、避難所運営じゃなしに、り災証明の、佐用町がこう、災害を受けた時に、り災証明のシステムを使って、り災証明を発行したんで、そういうシステムが向こうにないので、それを立ち上げてくれないかとか、家屋の被害の調査員を派遣してくれないかとかこう、専門的な職員派遣も来ております。

ですから、そういう方面へ、特にこう、現地の要求に応えられるような職員派遣に考えていきたいと思っております。

特にこう、避難所派遣につきましては、先般こう、連休中に総務課長等も直接覗いて、どういう、様子をつかんでいただいておりますので、そこらを、今後の職員派遣に、方向に変えていきたいというふうに思っております。

現在で、37名の職員を派遣いたしております。延べで209名ということになっております。当然、延べの中には、向こうで、実質活動した日数のみで、往復にかかります日数

については抜いております。以上です。

議長（矢内作夫君） はい、よろしいか。
はい、ほかに。

〔松尾君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、6番、松尾君。

6番（松尾文雄君） まあ、旅費の部分で、今、言われる、まあ、今後、公共交通機関を使うという部分ですよね。ということは、これまでの移動手段は、町の車という部分があるので、費用の感覚が全然違うと思うんですけども、この600万の中で、どういうふうな内訳になってますか。今後ということになれば、これまでは車だったという部分があるんですけども、そやから、4月から7月までの間というふうに言われているので、そやから、それまでの経費をどれぐらい見て、今後の部分を、どれぐらい見ているのか。いわゆる、当然、新幹線も行けるでしょうし、飛行機でも行けるという状況が、今現在、出てますからね。そやから、旅費規程というのは、いわゆる公共機関を使うようになってからの旅費規程でしょう。そやから、それまで車で移動しているんやから、燃料代とか、まあ、高速代はいらぬから、実質燃料代ぐらいがかかるぐらいの経費の部分で、そやから、この中の部分ですね。今後、かかわる公共機関の費用を、どれぐらい見ているのか。何日ぐらい見ているのか。それまでにかかったんが、いわゆる何回分かの燃料代とか、そこらが、どれぐらいなのか、そこらの内訳を、もうちょっと聞かせていただきたいんですが。

〔総務課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、総務課長。

総務課長（坪内頼男君） この予算を計上させていただいた段階では、予算を編成、調整させていただいた段階では、交通、特にまあ、新幹線、そういったものの、復興、復旧というんですか、そういう状況をまあ、見通せない段階で、予算の調整をさせていただきました。

その中で、今後については、利用する交通機関の実費を支給するという旅費規程で対応しますか、この、今までの避難所支援ということにつきましては、まあ、公用車で行ったという中で、公用車の燃料費の実費、まあ、高速料は免除されますので、それと、避難所支援ということでの派遣ですので、日当と宿泊料という形で、まあ、この予算の計上の内訳としては、一週間の避難所支援ということ想定して、その日当と宿泊料というものを支給、計算をさせていただいて、それを支給させていただいています。

で、旅費、交通機関を使ってませんので、そういった旅費の内訳としては、日当と宿泊料という内容です。

で、宿泊料につきましては、実際に宿泊した費用か、または、宿泊料として、最高まあ、1万700円の支給という規程を持っているんですけども、当初は、車中泊とか、現地に行っても、自衛隊のテントで寝るとか、まあ、そういうこともあった中で、その、町の旅費規程を、そのまま適用させていただいて、それを当初お話ししましたように、7月までの期間の派遣経費ということで計上させていただいています。

議長（矢内作夫君） 分かりましたか。

6 番（松尾文雄君） よう分からんけど、まあまあ、いいです。いいです。

議長（矢内作夫君） ほかに。はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

これより本案に対する討論に入ります。討論ありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案に対する討論を終結をいたします。

これより本案についての採決に入ります。

承認第 4 号を、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員と認めます。よって承認第 4 号は、原案のとおり承認されました。

日程第 7 . 議案第 65 号 工事請負契約の締結について（久崎住宅建設工事）

議長（矢内作夫君） 続いて日程第 7、議案第 65 号、工事請負契約の締結について、久崎住宅建設工事を議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵迺典章君。

〔町長 庵迺典章君 登壇〕

町長（庵迺典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 65 号、工事請負契約の締結について提案の説明を申し上げます。

今回の工事請負契約の締結につきましては、久崎住宅建設工事にかかるもので、去る 4 月 28 日に入札を執行をいたしました。入札につきましては、公募型指名競争入札として町内及び西播磨地域に本店、支店等を有する計 12 社の応募を受け実施したところでございます。

その結果、兵庫県たつの市新宮町新宮 1041 番地の 2。株式会社進藤組に落札決定をいたしましたので、契約金額 2 億 3,961 万円、うち消費税 1,141 万円で、代表取締役、進藤栄六氏と工事請負契約を締結しようとするものでございます。

なお、工事の概要は、住宅棟部分が鉄筋コンクリート造 3 階建て 1,591 平方メートルで、2 階東側に集会所と一次避難所を配置し、一次避難所、通路及びホール等、共用部分の一部の電気を太陽光発電でまかなうことといたしております。併せて、駐車場、物置棟、自転車置場も整備をし、工期は平成 23 年 12 月 22 日までの約 7 カ月といたしております。

佐用町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、又は、処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。ご承認をいただきますようお願いを申し上げ、提案の説明とさせていただきます。

議長（矢内作夫君） はい、提案に対する当局の説明は終わりました。
本件につきましても、本日即決いたします。
これより質疑に入ります。質疑ありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、3番、岡本義次君。

3番（岡本義次君） 落札率は、いくらでしたか。

議長（矢内作夫君） 何て。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい。

商工観光課長（前澤敏美君） 落札率ですね。はい。落札率でございますけれども、77.09パーセントということでございます。

議長（矢内作夫君） よろしいか。はい、ほかに。

〔金谷君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、5番、金谷君。

5番（金谷英志君） 工期のことについてお伺いしたいんですけれども、12月22日までの工期ということで、今その、東日本大震災の関係で、材料費が足りないとか、そういうこともあります。その落札率も、先ほど、77パーセントということありましたけれども、12社の内、5社が失格という、低い落札率ということで、大分、業者の方も、苦勞されているという中で、その材料が、その工期までに間に合うのか、その辺、今の現時点での見通しは、どうでしょうか。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、商工観光課長。

商工観光課長（前澤敏美君） 議員ご指摘のように、マスコミ等におきましてもですね、非常にまあ、仮設住宅とか、いろいろなことで、建築資材がまあ、不足をしておるといようなことが、まあ、連日報道をされておるところでございます。

しかしまあ、私ども、この工事につきましては、河川改修との絡みもございまして、まあ、是非ともですね、何とか、材料を調達していただいて、この工期を目標にですね、是非、頑張っていきたいということで、これがまあ、遅れて参りますと、どうしても河川改修等にですね、影響して参るといふうなこともございますので、それについてはですね、できるだけまあ、業者にもお願いをして努力をしていきたいというふうに考えております。

〔金谷君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、5番、金谷君。

5番（金谷英志君） まあ、そういうふうに、目標を持って、確実にやらせてもらえたら、業者に、その、言質を取るといふかね、確実に、これをやれるような、今、全国的にも、普通の一般住宅でさえね、ずっと前に、契約している分ですえ、遅れているような状況が報道されてます。その中で、確実に業者ができるというね、保証を、業者の方にも、その努力目標として、あかんかったんやいうことではなしに、確実に、そういうふうな対策、その見通しをね、業者の方に、ちゃんと確認取って欲しいというふうに思うんですけども、いかがですか。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、商工観光課長。

商工観光課長（前澤敏美君） まあ、確実な契約というのは、非常にまあ、難しいかも分かりませんが、まあ、こういった状況で、日本全体で、まあ、そういった資材が足りないというふうなことから、急遽、日本の国においてもですね、海外からの、そういった部材を輸入してくるといふふうなことも言われておりますし、あの、非常にまあ、あのその、不確定要素が多いわけでございますけれども、議員おっしゃいますようなことを、心に留めてですね、業者にもお願いをしていくということで、進めて参りたいというふうに思ってます。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） あの、この工期というのは、努力目標ではありませんので、契約工期ですから。はい。これは、業者にとってですね、きちっと、その契約、工期を守っていただくということが、当然、前提であります。

ただ、課長が、今、申しましたように、非常にまあ、この震災の影響が、不透明なところがあります。今後、そのようなね、どうしてもやむを得ない社会事情の中で、状況が生まれてくれば、それはまあ、いろんな協議はしていかなきゃなりませんし、また、この工事は、河川改修とも関係してしますのでね、それに影響しないような、また、県の河川改修事業との調整も、また今後、必要であれば、行っていくということは、ありますけどもね、当然、工期は、こういうことで契約をさせていただくということでございます。

議長（矢内作夫君） はい、よろしいか。他に。

〔新田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、2番、新田君。

2番（新田俊一君） 先ほどまあ、金谷議員の方から、話があったわけなんですけど、僕

あの、コンパネ関係とか、ベニア板ね、あれは、ほとんど東北の方で、作られていたというようなことで、非常にこう、10枚買うのにも、大変苦勞されておるようなんです。材料費もね、1,000円ほどだったやつが、1,400円とか1,600円とか、非常にこう、高くなってきているわけなんですよ。

ちょっと、ガソリンも、先ほど、昨日ですか、ちょっと下がりましたんですけども、非常に高い数字にこう、推移しておると。

まあ、電力不足というようなことで、まあ、そういったことも、全国で値上げするとかなんか、そんなような感じも受けるわけなんですよけれども、今後この、この住宅だけじゃなしに、ほかのいろんな工事についても、相当こう、あの、材料費とか、いろんな物がこう、値上げされて来るようなわけなんですよけれども、これ、昔はこう、スライドって言うてこう、単価が上がると、上っ側はこう、スライドで見えていただいていたようなわけなんですよけれども、この度は、そういうことは、一切、何ぼ上がっても、何ぼ業者が損しても、契約どおり仕事させるというような状況なんですか。そのへん、ちょっとお聞きしたいんですよけれども。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） そういう特約は入っておりません。

ただ、私らも、入札する前にですね、こういう状況が、社会状況が生まれましたので、当然まあ、請負される業者の方もですね、そういうリスクを、当然考えられてですね、この入札額がですね、かなり上がるのではないかなという予想はしてました。

しかし、実際には、仕事が、やっぱり近辺、近隣市町、この周辺ですね、非常にまあ、仕事が少ないという状況が、実際あるようですね。で、そういうことで、相当まあ、それぞれの企業、入札参加された企業においては、皆さん、私達が、予想していた以上の努力をされております。

ただ、現実、その資材がですね、高騰していることは、今、高騰しておりますし、足りないという、不足している所があります。それはまあ、物によるんですけども、今、お話のような、コンクリートパネル、コンパネですね、こういう物が、まだ、十分入って来ないと。

ただ、企業によっては、そういう物をですね、手持ちの資材として、かなり、こういうコンクリート工事をされる所は、業者さん持っておられる所があるんですよ。まあ、そういうことで、当然まあ、こういう入札額になってきたんだろうなというふうに、私の方は、予測をして、そういうふうに理解をしているところです。

ですから、規模的にもですね、そんなに大きな規模ではありませんし、工期においても、そんなに厳しい工期ではありません。通常の工期を取っております。

ですから、まあ、そういう中で、きちっとした、しっかりとしたですね、住宅を建設していきたいと。そのように、きっちりと管理をしていきたいというふうに考えております。

議長（矢内作夫君） はい、よろしいか。ほかに。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、16番、鍋島君。

16 番（鍋島裕文君） 先ほど、落札率が 77 パーセント。まあ 77.09 パーセントという、岡本議員の質問で、答弁あったんですけども、まあ、金谷議員も指摘しておりましたように、12 社の内に、5 社が失格ということですね。これはまあ、今の答弁では、予想外に業者が努力されたというふうに、町長言われたんですけども、これは、逆から考えて見ますとね、結局、最低制限価格が、77 パーセントで、今度の、最低落札者が、77 パーセント。ほぼ最低制限価格で落としたという結果ですね。結果から見ますと。

で、後の失格の 5 社というのは、一番最低値、入れたハマダというのが、67 パーセントと。いわゆる、予定価格に対する最低制限価格の割合というのがね。

まあ、こういう実態を見るならば、当然、入札ごとに、町長が最低制限価格を設定するわけですけども、その設定が、果たして、どうだったのかと。つまり、確かに、業者に儲けてもらうという点もあるけれども、これが、1,900 万円と 2,400 万円だったらね、落札、あっ、2 億 4,000 万と 1 億 9,000 万だったら、5,000 万円の税金の節約ができておるんですね。逆に、この 67 パーセントのハマダが取れたらですね。ということから、考えたら、従来から、その、予定価格の 3 分の 2 から 80 パーセント。最低制限価格、ほぼそんな形で推移してきていることから見ればね、3 分の 2 の 67 パーセントだったら、このハマダが落札しているわけですから、今から考えてね、その設定で、何か反省する点は、ないのかどうか。そのあたりについてのご意見を伺っておきたいんですけども。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 予定価格は、これはあの、町長の専決、私が、状況を、いろいろと考えて設定を、まず、入札前にさせていただくということです。

まあ、それには、当然、私もですね、現在の社会状況、まあ、その、いろんな物価等の動向、まあそういうことも、できる限り考慮して考えています。まあ、それが、100 パーセント十分に調査をしてというわけにはいきませんが、私のできる限りでは、そういうことを考えておりますし、当然まあ、この品質を、きちっとしたものを、施工していただかなきゃいけないと。

それからまあ、今回は、特に、東日本大震災から、非常にまあ、そのへんの資材の不足、高騰というものが懸念されますし、現実起こっている部分もありました。

ですけども、まあ、まだ、社会状況として、近隣の、周辺の建築事業というものが、非常に今、少ないと。業者の方々は、まあ仕事を、非常にまあ、で、競争が激しい状況にあるだろうということも、これも状況としては、つかんでおります。そういうことを勘案して、これは、（聴取不能）は、予定価格から 77 パーセントということになってますけれども、まず設計というものがあわけです。まず、その設計の内容を見て、設計から、いくらかの設定をするかと。これ以上になると、非常にまあ、厳しい、難しいと。というのは、直接工事費ですね。直接工事費を切ってしまうようでは、また、その工事の内容にですね、ひずみが出てくるだろうということも、やっぱり考えなきゃいけないということです。

で、私の方としては、まず、そういう現場管理費とか、いろんな経費は別にして、直接工事費を、ぎりぎり何とかこう、できるんじゃないかという線で、設定をさせていただいております。

当然、だから、上限予定価格、これは最低制限価格に近い所で、落札、当然、これだけ

失格があるわけで、なっているわけですが、その上、予定価格の中には、その上限価格というのでも設定しているわけです。

まあ、その上限価格についても、まあ、当然、100パーセントで見ているわけじゃありませんから、それから、77パーセントという、まあ、計算には、結果的にはなっているわけでありまして、まあ、私は、まあこれ、この金額、落札された業者にとっても、非常にまあ、厳しい、これでもね、内容だというふうには、思いますけれども、品質を、きちっと保持、確保できてですね、しっかりしたものを、これも、やっただけ、最低限の金額で、落札がされたんではないかなというふうに思っております。

議長（矢内作夫君） はい、ほかに。はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

これより本案に対する討論に入ります。討論ありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案に対する討論を終結をいたします。

これより本案についての採決に入ります。この採決は、挙手によって行います。議案第65号を、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員と認めます。よって議案第65号、工事請負契約の締結について、久崎住宅建設工事は原案のとおり可決されました。

議長（矢内作夫君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。今期臨時会に付議されました案件は、終了いたしましたので、閉会をいたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議なしと認めます。よって第42回佐用町議会臨時会はこれをもって閉会をいたします。

午前10時37分 閉会